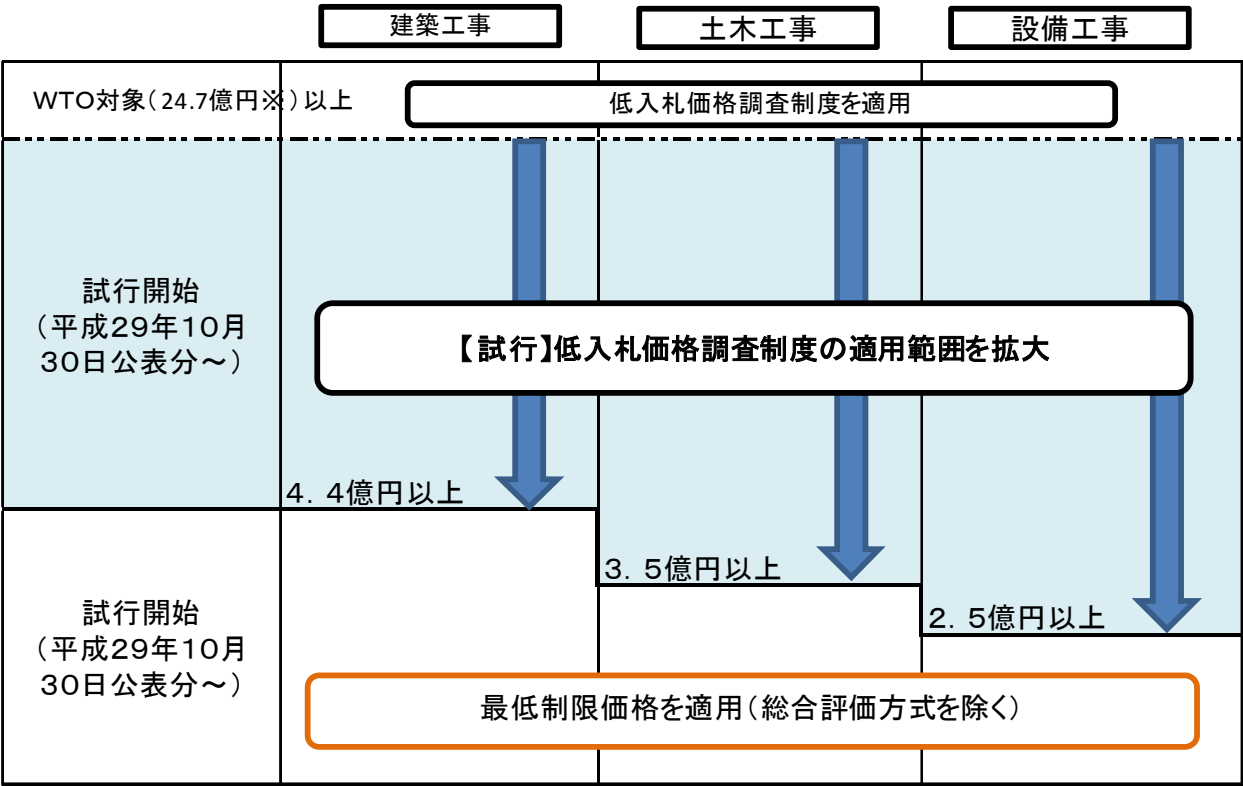


低入札価格調査制度の適用範囲の拡大、最低制限価格制度を適用する工事の
対象に係る臨時的措置の終了について

このたび、低入札価格調査制度を適用する工事の対象を次のとおり定めましたので、お知らせします。

- 1 低入札価格調査制度の適用範囲を拡大します。
- 予定価格が建築工事 4.4 億円以上、土木工事 3.5 億円以上、設備工事 2.5 億円以上

• 全ての総合評価方式適用案件
- 2 適用開始
- 平成 29 年 1 0 月 3 0 日以後に公告等を行う案件から適用します。
- 3 概要図



※ 特定調達契約 (WTO対象) の適用基準額の24.7億円は、平成28年度4月1日から平成30年3月31日までの期間に適用
※ 最低制限価格制度を適用する工事の対象に係る臨時的措置は終了します

【問合せ先】
水道局経理部契約課 (契約調整担当)
直通 03-5320-6402